

# 職員給与規程

平成17年10月1日  
17（規程）第59号  
（最終改正）令和7年3月19日  
令06（規程）第157号

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）職員（就業規程（17（規程）第58号）第2条に規定する職員。以下「職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

### （給与の区分）

第2条 職員の給与は、基本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- |         |            |
|---------|------------|
| （1）基本給  | 職能給        |
|         | 職責給        |
|         | 功労給        |
| （2）手当   | 超過勤務手当     |
|         | 深夜勤務手当     |
|         | 法定主任者手当    |
|         | 扶養手当       |
|         | 特地勤務手当     |
|         | 災害応急作業等手当  |
|         | 交替勤務手当     |
|         | 放射線業務手当    |
|         | 入坑手当       |
|         | 当直手当       |
|         | 通勤手当       |
|         | 地域調整手当     |
|         | 住居手当       |
|         | 寒冷地手当      |
|         | 単身赴任手当     |
|         | 管理職員特別勤務手当 |
| 期末手当    |            |
| テレワーク手当 |            |

### （重複給与の禁止）

第3条 職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

### （給与の支給）

第4条 職員の給与は、法令及び労働協約又は労働者の過半数を代表する者との協定に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。  
2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その者に対する給与をその者が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

### （給与の支給定日及び支給方法）

第5条 職員の給与（通勤手当及び期末手当を除く。）の支給定日は、毎月18日（その日が就業規程第10条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、第34条に規定する期末手当を支給する月にあつては、その都度、別に定める日とすることができる。

- 2 前項に定める日に支給する給与は、当月分の基本給、法定主任者手当、扶養手当、特地勤務手当、地域調整手当、住居手当、寒冷地手当（第31条に規定する各月に限る。）、単身赴任手当及びテレワーク手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜勤務手当、災害応急作業等手当、交替勤務手当、放射線業務手当、入坑手当、当直手当及び管理職員特別勤務手当とする。
- 3 職員を給与の支給定日以降月末までに採用し又は復職させたときは、その月の基本給、法定主任者手当、特地勤務手当及び地域調整手当について、翌月の支給定日に支給する。
- 4 職員が給与の支給定日以降月末までに基本給、法定主任者手当、特地勤務手当及び地域調整手当について異動を生じたときは、翌月の支給定日において増額又は減額して支給する。
- 5 職員が退職したときは、前項にかかわらず、その都度給与を支給することができる。

（非常時払い）

第6条 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚及び死亡その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため給与の支払いを請求したときは、前条の規定にかかわらず、その日までの給与を支給する。

（給与の日割計算）

第7条 職員の基本給、法定主任者手当、特地勤務手当及び地域調整手当が月の中途において採用、離職、休職、復職及び役職の異動その他の事由により異動を生じたときは、発令の日から起算し、日割計算をもって支給する。ただし、就業規程第50条第4号の規定により解雇された者又は死亡により退職した者には全額を支給する。

（給与の日額）

第8条 この規程により、職員に支給される基本給、法定主任者手当、特地勤務手当及び地域調整手当の日額は、それぞれの月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。

（勤務1時間当たりの給与額）

第9条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、法定主任者手当、テレワーク手当及び別に定める手当の月額の合計額を別に定める職員の勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱）

第10条 この規程の各条項によって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数は1円として計算する。

## 第2章 給 与

### 第1節 基本給

（職能給）

第11条 職員の職能給は、月額とし、別表第1に定める「職能給及び職責給の月額並びに基本的な対応関係」により、職能給の等級（以下「職能給等級」という。）が管理職Ⅰから一般職Ⅳの職員に適用し、管理職Ⅱから一般職Ⅲの職員に対して支給する。

- 2 職能給等級は、人事評価規程（20（規程）第49号）第2条第1号に定めるECT発揮力評価（以下「ECT発揮力評価」という。）結果に基づき決定する。
- 3 職能給等級を現に属する等級から上位の等級に変更することを昇級といい、ECT発揮力評価の結果、職員が上位の等級の要件を満たしている場合には、昇級させることができる。
- 4 職能給等級を現に属する等級から下位の等級に変更することを降級といい、職員が次の各号の一に該当するときであって理事長が適当と認める場合には、降級させることができる。
  - （1） ECT発揮力評価結果が現に属する等級の要件を満たしていないとき。
  - （2） 本人が降級を申し出たとき。
- 5 職能給等級の昇級及び降級は原則として毎年7月1日に行う。ただし、理事長が必要と認める場合その都度、実施することができる。

（職責給）

第12条 職員の職責給は、月額とし、次条、第12条の3及び第12条の4に定めるとおりとする。

(特定日の前日以前の職責給)

第12条の2 職員が満60歳に達した日(誕生日の前日。以下同じ。)後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日以前の職責給は、別表第1により、職能給等級が管理職Ⅰから一般職Ⅳの職員に対して支給する。

- 2 職責給の等級及び号給(以下「職責給等級等」という。)は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して別に定めるところにより決定する。
- 3 理事長は、職能給等級が管理職Ⅱ-ii及び管理職Ⅱ-iiiの職員に対し、別表第1に示す基本的な対応関係に関わらず、現に属する職責給等級等よりも上位の職責を担うことで早期にその能力を身に付けることが期待できると理事長が認めた場合に限り、直近上位の号給の職務を担わせることができる。
- 4 理事長は、職能給等級が管理職Ⅱ-i及び管理職Ⅱ-iiの職員に対し、別表第1で示す基本的な対応関係にかかわらず、現に属する職責給等級等よりも下位の号給の職務を担わせることができる。

(特定日以後の職責給)

第12条の3 特定日以後、職員として培った能力や専門性、経験を活かした職務を担う職員の職責給は、別表第2に定めるシニアスタッフ職職責給表により、シニアスタッフ職Ⅰ及びシニアスタッフ職Ⅱの職員に対して支給する。

- 2 シニアスタッフ職職責給表における職責給の等級は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して別表第2の内から別に定めるところにより決定する。
- 3 特定日以後において、管理職Ⅰから一般職Ⅳの職責給等級の職務を担わせる必要がある職員と理事長が認める場合は、第1項にかかわらず、その職務に従事する期間に限り第11条の職能給及び前条の職責給を適用する。

(特別な職員の職責給)

第12条の4 特に困難かつ責任ある専門的又は科学的な職務を担い職責給を考慮すべき職員と理事長が認める場合は、第12条の2第2項及び前条第2項の規定にかかわらず職責給を別に定めることができる。

(功労給)

第13条 職員の功労給は、月額とし、別表第3に定める功労給表により、職能給等級が一般職Ⅰから一般職Ⅳの職員に対して支給する。

- 2 功労給の号給は、経験年数及び人事評価規程第2条第2号に定める業績評価(以下「業績評価」という。)結果に基づき決定する。
- 3 前項における経験年数とは、有益な能力があると認められる一般経歴及び教育の年数をいい、別表第4に定める経験年数換算表をもって換算することができる。
- 4 功労給の号給の昇給は上位の号給へ変更することをいい、昇給号給数は2号給を標準とし、毎年4月1日時点で在籍している者の業績評価結果を考慮し、昇給の実施の有無のほか4号給の幅において当該号給数を決定する。
- 5 功労給の号給の昇給の時期は、原則として毎年7月1日とする。

(初任給)

第14条 新たに採用した職員の初任給の基準は別表第5のとおりとする。

- 2 新たに採用した職員が別に定める学歴免許等の資格の適用範囲において大学卒の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了又は専門職学位課程修了の資格(これらに相当する学歴免許等の資格を含む。)を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とされて採用された者である場合の職能給等級及び職責給の等級は一般職Ⅲとし、功労給の号給はその修学に要した期間を経験年数とみなして、1年について2号給以内の範囲で加算の上、上位の号給に算定することができる。

(他機関等での職歴を有する者の初任給)

第15条 他機関等の職員としての職歴を有する者を新たに採用したときの職能給及び職責給の等級は、人事評価規程別表及び職種や業務ごと等に固有の評価基準を設けている場合はその基準に照らして決定する。また、功労給の号給数はその経歴を経験年数とみなして、1年について2号給以内の範囲で加算の上、上位の号給に算定することができる。

第2節 手当

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、就業規程第16条の規定により所定勤務時間外に勤務した職員に対し、その勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の区分による割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 休日以外の日の勤務時間外に勤務した職員 100分の125
- (2) 休日に勤務した職員 100分の135

2 所定勤務時間外に勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、その勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を支給する。

3 職能給等級が管理職Ⅰ及び管理職Ⅱの職員については、第1項及び第2項の規定による超過勤務手当は支給しない。

(深夜勤務手当)

第17条 深夜勤務手当は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に対し、その勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。ただし、当該勤務に対し当直手当が支給される職員については、深夜勤務手当は支給しない。

(法定主任者手当)

第18条 法定主任者手当は月額とし、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者又は電気主任技術者の職務にある職員に対して次の区分により支給する。

職務	支給額
原子炉主任技術者	15,000円
核燃料取扱主任者 核燃料取扱主務者 電気主任技術者	10,000円

第19条 (削除)

第20条 (削除)

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 扶養親族たる子(満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。)
- (2) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
- (4) 重度心身障害者

3 扶養手当は月額とし、扶養親族のある職員に対し、別表第1を適用する職員においては職能給等級、別表第2を適用する職員においては職責給の等級(以下この項において「等級」という。)ごとに扶養親族に応じ扶養親族1人につき次の区分により支給する。

等級	扶養親族	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外の者
管理職Ⅰ		13,000円	不支給
管理職Ⅱ-i 管理職Ⅱ-ii		13,000円	3,500円
管理職Ⅱ-iii 一般職Ⅰ~Ⅳ シニアスタッフ職Ⅰ~Ⅱ		13,000円	6,500円

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の

規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特地勤務手当)

第22条 特地勤務手当は、幌延拠点及び六ヶ所事務所に勤務する職員に支給する。

2 特地勤務手当の月額及び第29条に規定する地域調整手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。

第22条の2 職員が異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事業所が幌延拠点及び六ヶ所事務所であるときは、当該職員に対し、当該異動日から3年（当該異動の日から3年を経過する際、その職員が有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き在勤させることが必要であると理事長が認めた職員にあっては、6年）に達するまで特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項により支給すべき月額は、別に定める。

(災害応急作業等手当)

第23条 災害応急作業等手当は、次に掲げる作業等に従事したときに別に定めるところにより支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、消防、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業
- (3) 原子炉事故及び放射性物質による事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるときにおける作業
- (4) 前3号に掲げる作業に相当する作業

(交替勤務手当)

第24条 交替勤務手当は、原子炉その他別に定める施設において交替勤務に従事した者に対し、次の区分により支給する。

- (1) 第2直勤務者 勤務1回につき 1,500円
- (2) 第3直勤務者 勤務1回につき 3,000円

(放射線業務手当)

第25条 放射線業務手当は、原子炉の運転等その他別に定める放射線業務に直接従事する職員に対し、その業務に従事した日1日につき、別に定めるところに従い、次の区分により支給する。

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
日額	800円	600円	500円	400円	350円	200円	100円

2 前項の場合において、当該職員が特殊防護具を着用して行う業務に従事したときは、その業務に従事した日1日につき別に定める区分により、1,500円以内を加算して支給する。

(入坑手当)

第26条 入坑手当は、入坑手当及び特別入坑手当とし、以下に定めるところにより支給する。

2 入坑手当は第3項に該当する場合を除き、職員が坑内において、1日の通算時間が、2時間以上業務に従事したときに、別に定めるところに従い、次の区分により支給する。

- (1) 常時入坑者 日額 200円、280円
- (2) 臨時入坑者 日額 140円、200円

3 特別入坑手当は、坑内において常時直接作業に従事した職員に対し、別に定めるところにより次の区分により支給する。ただし、坑内における勤務時間が所定勤務時間の2分の1に満たない場合は、この規定にかかわらず日額200円を支給する。

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号
----	----	----	----	----	----	----

日額	500円	450円	400円	360円	300円	240円
----	------	------	------	------	------	------

(当直手当)

第27条 当直手当は、就業規程第15条の規定により、宿直勤務又は日直勤務をした職員に対し、その勤務1回につき別に定める額を支給する。

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他交通の用具で、別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第34条の2第1項の規定によりテレワーク手当を支給される職員にあっては、その額に2分の1を乗じて得た額を減じた額）

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤時間の短縮に資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに職員給与規程の適用を受ける職員となった者のうち、第1項に掲げる職員で、前項に規定する要件を具備することとなった職員及び前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして、別に定める職員について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算出方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(地域調整手当)

第29条 地域調整手当は、次の表に掲げる支給地域に在勤する職員に対し、その職員が受ける基本給、法定主任者手当及び扶養手当の合計額に、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。

支給地域	東京都特別区以外の地域	東京都特別区
支給割合	100分の3	100分の6

(住居手当)

第30条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍管理規程（17（規程）第65号）の規定により宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員及び公務員宿舍等に入居している職員を除く。）

- (2) 第32条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が居住するための住宅（宿舍管理規程（17（規程）第65号）の規定による宿舍及び公務員宿舍等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のい

れにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第31条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第32条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 新たに職員給与規程の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第33条 管理職員特別勤務手当は、第16条第3項の規定の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日又は休日以外の午後10時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲で別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日の属する月の前前月から基準日の前日までに退職した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在又は退職時において職員が受けるべき給与(次の各号に掲げる職能給等級にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を基本給月額に乗じて得た額を加算した額)を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額(以下「標準額

という。)に、その者の業績評価結果を勘案して、理事長がその都度定めた額とする。

- (1) 管理職Ⅰ 100分の19
- (2) 管理職Ⅱ 100分の12

3 前項の期末手当の額に、次の各号に掲げる別表第1を適用する職員においては職能給等級、別表第2を適用する職員においては職責給の等級にある職員にあつては、それぞれ当該各号に定める率を基本給月額及びこれに対する地域調整手当の月額合計額に乗じて得た額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額(以下「加算額」という。)を加算する。

- (1) 管理職Ⅰ 100分の20
- (2) 管理職Ⅱ 100分の15
- (3) 一般職Ⅰ、シニアスタッフ職Ⅰ 100分の10
- (4) 一般職Ⅱ、シニアスタッフ職Ⅱ 100分の5

4 期末手当の額の総額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき標準額及び加算額の総額を超えない範囲とする。

5 第1項の職員のうち、別に定める者の期末手当に係る在職期間の通算等に関し必要な事項は、別に定める。

(テレワーク手当)

第34条の2 テレワーク手当は、別に定める手続を行った職員に支給する。

2 テレワーク手当の月額は、3,000円とする。

3 テレワーク手当の支給は、終日のテレワークを月10回超の頻度での実施を開始する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から始め、当該頻度での実施を終了する日の属する月をもって終わる。ただし、期間については最長1事業年度を限度とする。

### 第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第35条 就業規程第21条の規定における私傷病による欠勤者に対する欠勤期間中の給与は、別に定めるところに従い支給する。

第36条 就業規程第20条第1項の規定による遅刻、早退又は外出(同規程同条第2項に規定するものを除く。)、私傷病以外の事由による欠勤及び同規程第22条の規定による無断欠勤に該当する場合は、その勤務しない日又は時間について、第8条及び第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第37条 就業規程第44条第2号及び第4号並びに第46条第2項及び第3項の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、別に定めるところに従い支給する。

2 (削除)

3 就業規程第44条第3号及び第5号の規定により休職を命ぜられた職員に支給する休職期間中の給与は、その都度定める。

(就業禁止者及び自宅待機者の給与)

第37条の2 就業規程第54条の規定により就業禁止又は自宅待機を命じられた職員に対する当該命令の期間中の給与は、別に定めるところに従い支給する。

(育児休業者、出生時育児休業者、部分休業者及び配偶者同行休業者の給与)

第38条 就業規程第34条の規定に基づき育児休業若しくは出生時育児休業又は就業規程第34条の3の規定に基づき配偶者同行休業をしている職員に対しては、休業期間中の給与は支給しない。

2 第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業若しくは出生時育児休業をしている職員又は配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 (削除)

4 (削除)

- 5 就業規程第34条の2の規定に基づき部分休業した職員に対しては、その勤務しない時間について、第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。
- 6 前5項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

第39条 就業規程第31条の規定に基づき介護休業により勤務しない職員に対しては、その勤務しない1時間につき、第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

2 (削除)

3 第1項に規定するもののほか、介護休業に係る給与に関し必要な事項は、別に定める。

(兼職者等の給与)

第40条 就業規程第6条第1号又は第2号の規定による許可に基づき給与と重複して報酬を得る場合は、その勤務日又は時間について、第8条及び第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 機構成立の際、日本原子力研究所（以下「旧研究所」という。）又は核燃料サイクル開発機構（以下「旧機構」という。）の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、旧研究所と旧機構の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。

附 則（17（規程）第85号 平成17年12月1日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（18（規程）第14号 平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（19（規程）第2号 平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（19（規程）第53号 平成19年12月26日）

この規程は、平成20年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（19（規程）第76号 平成20年3月27日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（20（規程）第51号 平成20年12月19日）

この規程は、平成21年1月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（21（規程）第41号 平成21年12月 1日）

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 附則（19（規程）第2号 平成19年4月1日）第5項中「本給月額（ただし、附則（18（規程）第14号 平成18年4月1日）以下「平成18年4月1日付附則」という。）第2項に規定する調整給の額を除く。）に」とあるのは「本給月額（職員給与規程の一部を改正する規程（21（規程）第41号）の施行の日において次表に掲げる級号給の適用を受ける職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）で、職務の級が1級から6級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.8を乗じて得た額、職務の級が7級から9級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.7を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。（ただし、附則（18（規程）第14号 平成18年4月1日）以下「平成18年4月1日付附則」という。）第2項に規定する調整給の額を除く。）に」とする。

級	号給
1級	1号給から51号給

2級	1号給から39号給
3級	1号給から22号給
4級	1号給から10号給

附 則 (21 (規程) 第56号 平成22年3月23日)  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (22 (規程) 第36号 平成22年12月1日)

(施行日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 附則 (19 (規程) 第2号 平成19年4月1日) 第5項中「本給月額 (ただし、附則 ( (18 (規程) 第14号 平成18年4月1日) 以下「平成18年4月1日付附則」という。) 第2項に規定する調整給の額を除く。) に」とあるのは「本給月額 (職員給与規程の一部を改正する規程 (22 (規程) 第36号) の施行の日において次表に掲げる級号給の適用を受ける職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) で、職務の級が1級から6級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.7を乗じて得た額、職務の級が7級から9級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に」とする。

級	号給
1級	1号給から51号給
2級	1号給から79号給
3級	1号給から71号給
4級	1号給から60号給
5級	1号給から43号給
6級	1号給から29号給

附 則 (23 (規程) 第30号 平成23年6月27日)  
この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (23 (規程) 第32号 平成23年8月1日)

この規程は、平成23年8月1日から施行し、第2条、第5条第2項及び第23条の規定については平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年12月1日 24 (規程) 第44号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 附則 (19 (規程) 第2号 平成19年4月1日) 第5項中「本給月額 (ただし、附則 ( (18 (規程) 第14号 平成18年4月1日) 以下「平成18年4月1日付附則」という。) 第2項に規定する調整給の額を除く。) に」とあるのは「本給月額 (職員給与規程の一部を改正する規程 (24 (規程) 第44号) の施行の日において次表に掲げる級号給の適用を受ける職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) で、職務の級が1級から6級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の99.5を乗じて得た額、職務の級が7級から9級の減額改定対象職員にあっては当該本給月額に100分の98.7を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に」とする。

級	号給

1級	1号給から51号給
2級	1号給から79号給
3級	1号給から71号給
4級	1号給から60号給
5級	1号給から43号給
6級	1号給から29号給

附 則（平成25年3月26日 24（規程）第57号 ）  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 25（規程）第69号 ）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月23日 26（規程）第27号 ）  
この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年11月27日 26（規程）第81号 ）  
この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日 26（規程）第145号 ）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 2月12日 27（規程）第103号）  
この規程は、平成28年2月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日 27（規程）第147号 ）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日 28（規程）第16号 ）  
この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日 28（規程）第39号 ）  
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年 11月29日 28（規程）第46号）  
この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月28日 28（規程）第56号）  
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日 28（規程）第99 号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 1月9日 29（規程）第71号）  
この規程は、平成30年1月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日 29（規程）第135号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日 30（規程）第52号）  
この規程は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月29日 令01（規程）第45号）  
この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月29日 令01（規程）第46号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日 令03（規程）第5号）  
この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月29日 令04（規程）第24号）  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日 令04（規程）第33号）  
この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月17日 令04（規程）第63号）

（施行日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（施行日前に育児休業又は出生時育児休業から復帰した者の給与調整の経過措置）

2 施行日前に育児休業又は出生時育児休業から復帰し、その後昇格が行われていない者のうち、改正前の第38条第3項の規定により、休業中はその期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすことにより昇格が行われなかった者については、休業中もその期間を引き続き勤務したものとみなし、令和5年4月1日以降において給与を調整する。

（育児休業期間中の者及び出生時育児休業期間中の者の給与調整の経過措置）

3 施行日前に育児休業又は出生時育児休業を開始し、かつ、施行日において育児休業期間中又は出生時育児休業期間中である者の給与調整は、昇格を除き、職務に復帰したときに行う。

附 則（令和5年12月3日 令05（規程）第26号）

（施行日）

1 この規程は、令和5年12月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

2 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の本給月額は、当分の間、別表にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号給 217,200円

（給与の内払）

3 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年3月28日 令05（規程）第49号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日 令06（規程）第33号）

（施行日）

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（施行日における職能給等級）

2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、施行日の前日においてその職員が属していた職務の級（以下「旧職務の級」という。）が下表に掲げられている職員の施行日における等級（別表第1を適用する職員においては職能給等級又は別表第2を適用する職員においては職責給の等級）は、旧職務の級に対応する同表の等級欄に定める等級とする。ただし、旧職務の級が9級又は8級の職員のうち管理職Ⅰの等級に該当する職員は理事長が定める。

旧職務の級	等級
-------	----

9級	管理職Ⅱ-i
8級	管理職Ⅱ-ii
7級	管理職Ⅱ-iii
6級	→ 一般職Ⅰ
5級	一般職Ⅱ
4級	一般職Ⅱ
3級	一般職Ⅲ
2級	一般職Ⅲ
1級	一般職Ⅳ
17級～19級	シニアスタッフ職Ⅰ
15級、16級	シニアスタッフ職Ⅱ

(習熟期間における給与の支給に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年6月30日までの間(以下「習熟期間」という。)においては、この規程による改正前の職員給与規程(以下「旧規程」という。)に基づき給与を支給する。ただし旧規程第11条に定める本給は、令和9年6月30日までの間、本規程の附則において定めた額とする。

(習熟期間における給与の支給)

- 4 前項において本給、管理職員手当、専門職務手当、特別専門職務手当、研究手当及び初任給調整手当を支給する場合には、習熟期間調整給として支給する。
- 5 (削除)

(習熟期間において管理職Ⅰから一般職Ⅰのいずれかに昇級した場合における本給の取扱い)

- 6 ECT発揮力評価の結果、職能給等級が管理職Ⅰから一般職Ⅰのいずれかに昇級した場合は、管理職Ⅰについては9級、その他の等級については第2項に示す等級に対応した旧職務の級に異動したものととして旧規程に基づき本給の級及び号給を決定する。

(習熟期間における一般職Ⅱ、一般職Ⅲ及び一般職Ⅳの職員の本給の取扱い)

- 7 職能給等級が一般職Ⅱ、一般職Ⅲ及び一般職Ⅳの職員はその等級によらず、習熟期間において支給する給与を計算する本給が1級から4級に該当する者は、次表に掲げる級別資格基準表の昇格必要年数及び昇格必要在級年数により現に属する職務の級から上位の職務の級へ異動したものととして、旧規程に基づき本給の級及び号給を決定する。

級別資格基準表

(職員区分)

普通職員	他の区分のいずれにも属さない職員
医療職員	診療所等に勤務し、保健指導又は看護業務に従事する保健師、助産師及び看護師
自動車運転手	自動車運転手
警備職員	警備員

(昇格必要経験年数及び昇格必要在級年数)

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級～9級
	学歴免許						
普通職員	大学卒		0-	3 3-	3 6-	4 10-	別に定める
	短大卒	0-	2	4	3	4	

			2-	6-	9-	13-
	高 校 卒	0-	5 5-	4 9-	3 12-	4 16-
医療職員	看護師養成所卒	0-	1 1-	4 5-	3 8-	4 12-
	准看護師養成所卒	0-	8 8-	4 12-	3 15-	5 20-
自動車運転手		0-	8 8-	7 15-	特に承認 したもの	
警 備 職 員		0-	10 10-	7 17-		

備考1 各級欄の上段は、当該級に昇格するための直近下位の級における必要在級年数を示し、下段は必要経験年数を示す。

自動車運転手の経験年数は、免許取得後のものとする。

(習熟期間において降級する場合における、旧規程に定める本給の支給額に係る取扱い)

- 8 第11条第4項により降級する場合における、給与の支給額を算出するに当たって必要となる本給月額額は、令和9年6月30日までの間、降級する日の前日の第3項ただし書に定める本規程の附則において定めた額とする。

(習熟期間における管理職から一般職へ降級する場合の取扱い)

- 9 習熟期間においては、第11条第4項にかかわらず管理職Ⅰ及び管理職Ⅱの者を一般職Ⅰから一般職Ⅳへ降級させる取扱いは行わない。

(習熟期間における給与の支給に係る昇給及び初任給の取扱いの経過措置)

- 10 習熟期間における給与の支給に係る昇給及び初任給の取扱いについては、なお従前の例による。

(習熟期間における配偶者同行休業者の昇格必要経験年数の算入に係る経過措置)

- 11 第3項にかかわらず、施行日から令和9年6月30日までの間における配偶者同行休業中の昇格必要経験年数の算入は、当該期間の2分の1以下を算入することができる。

(施行日前に配偶者同行休業から復帰した者の給与調整の経過措置)

- 12 施行日前に配偶者同行休業から復帰し、その後昇格が行われていない者のうち、改正前の第38条第4項の規定により、休業中は勤務しなかった期間とみなすことにより昇格が行われなかった者については、休業中の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、令和6年7月1日以降において給与を調整する。

(配偶者同行休業期間中の者の給与調整の経過措置)

- 13 施行日前に配偶者同行休業を開始し、かつ、施行日において配偶者同行休業期間中である者の休業中の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなした給与調整は、職務に復帰したときに行う。

附 則 (令和7年1月17日 令06 (規程) 第131号)

(施行日)

- 1 この規程は、令和7年1月17日から施行し、第2項は令和6年4月1日から適用する。

(習熟期間における本給の級号給及び月額)

- 2 附則(令06(規程)第33号 令和6年6月27日)(以下「令和6年6月27日付け附則」という。)第3項に基づく給与の支給額を算定するに当たり、必要となる本給の級号給及び月額は別表のとおりとし、令和6年6月30日のその者の級号給を基準に、習熟期間においては、令和6年6月27日付け第6項から第9項に定める昇給、昇格、降格を反映させた級号給に基づく本給月額を支給する。

## 附則別表

(給与の内払)

- 3 令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(習熟期間における特定日以後における本給の取扱い)

- 4 職員給与規程の一部を改正する規程(令06(規程)第33号)により改正する前の規程第11条第4項は、「第1項ただし書の規定にかかわらず、特定日以後において、その職務と責任に特殊性がある職員又は業務の効率的遂行等に関し特別の事情が存するため、その職務に従事する必要がある職員の本給については、前項を適用しない。」に読み替えるものとする。

(習熟期間におけるテレワーク手当の取扱い)

- 5 令和6年6月27日付け附則第3項にかかわらず、第34条の2は令和6年7月1日から適用する。

### 附 則(令和7年3月19日 令06(規程)第157号)

(施行日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(習熟期間における扶養手当の取扱い)

- 2 附則(令06(規程)第33号 令和6年6月27日)(以下「令和6年6月27日付け附則」という。)第3項にかかわらず、扶養手当の月額については次の各号に定める区分により支給する。

(1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

職務の級	扶養親族	配偶者	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外の者
9級		不支給	11,500円	不支給
8級		不支給	11,500円	3,500円
上記以外の級		3,000円	11,500円	6,500円

(2) 令和8年4月1日から令和9年6月30日まで

職務の級	扶養親族	配偶者	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外の者
9級		不支給	13,000円	不支給
8級		不支給	13,000円	3,500円
上記以外の級		不支給	13,000円	6,500円

(習熟期間における通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の取扱い)

- 3 通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当については、令和6年6月27日付け附則第3項にかかわらず、令和7年4月1日に施行される本規程の第28条、第32条及び第33条の規定を適用する。

(通勤手当の取扱いの経過措置)

- 4 職員給与規程の一部を改正する規程(令06(規程)第33号)により改正する前の規程(以下「旧規程」という。)により通勤手当を支給されている職員のうち、令和7年4月1日より前に支給された施行日をまたぐ支給単位期間等に係る通勤手当のうち、一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えて支給されているもの及び新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されているものについては、本規程における通勤手当算出額と既に支給されている通勤手当額との差額を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

(習熟期間における欠勤者、休職者、就業禁止者及び自宅待機者の給与の取扱い)

- 5 欠勤者(遅刻、早退又は外出をした者を含む。)、休職者、就業禁止者及び自宅待機者の給与については、令和6年6月27日付け附則第3項にかかわらず、令和7年4月1日以降は、欠勤者については第1

号又は第2号、休職者については第3号又は第4号、就業禁止者及び自宅待機者については第5号により算定した額を支給する。

- (1) 就業規程第21条の規定における私傷病による欠勤者に対する欠勤期間中の給与は、本給、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当について、欠勤を始めた日から6月（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病である場合は、1年）に限り支給する。
- (2) 就業規程第20条の規定による遅刻、早退又は外出（同規程同条第2項に規定するものを除く。）、私傷病以外の事由による欠勤及び同規程第22条の規定による無断欠勤に該当する場合は、その勤務しない日又は時間について、旧規程第8条及び第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。
- (3) 就業規程第44条第2号及び第4号並びに第46条第2項及び第3項の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、本給、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当について、それぞれ次の①又は②に定める割合を乗じて得た額（ただし②については寒冷地手当を除く。）を支給する。
  - ① 就業規程第44条第2号の事由により休職を命ぜられたときは当該休職の1年までは、100分の80、当該休職期間が1年を超える期間については100分の60
  - ② 就業規程第44条第4号の事由により休職を命ぜられたときは 100分の60
- (4) 就業規程第44条第3号及び第5号の規定により休職を命ぜられた職員に支給する休職期間中の給与は、その都度定める。
- (5) 就業規程第54条の規定により就業禁止又は自宅待機を命じられた職員に対する当該命令の期間中の給与は、本給、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当について支給する。

別表第1 職能給及び職責給の月額並びに基本的な対応関係

【単位；円】

					職能給								
					等級								
					管理職 I	管理職 II-i	管理職 II-ii	管理職 II-iii	一般職 I	一般職 II	一般職 III	一般職 IV	
職責給	等級	号給	主な職制	金額	金額								
	管理職 I		部長、所長、 上級主席	725,500	-								
	管理職 II	A	部長、所長、 次長、上級 主席、主席	331,000		331,000							
	管理職 II	B	次長、課長、 GL、主席	304,100			304,000						
	管理職 II	C	課長、GL、 主幹	282,100				282,100					
	管	D	MG、主幹	244,900									

理職Ⅱ											
一般職Ⅰ			245,300					147,100			
一般職Ⅱ			197,600					118,500			
一般職Ⅲ			157,100							94,200	
一般職Ⅳ			179,500								-

※職能給の等級別号数と職責給の等級別号数における基本的な対応関係を示している。

別表第2 シニアスタッフ職職責給表 【単位；円】

	等級	金額
職責給	シニアスタッフ職Ⅰ	414,000
	シニアスタッフ職Ⅱ	307,700

別表第3 功労給表

【単位；円】

号給	功労給										
1	32,600	11	49,600	21	60,600	31	69,800	41	76,600	51	81,600
2	34,600	12	51,100	22	61,600	32	70,600	42	77,100	52	82,100
3	36,600	13	52,600	23	62,600	33	71,400	43	77,600	53	82,600
4	38,600	14	53,600	24	63,600	34	72,100	44	78,100		
5	40,600	15	54,600	25	64,600	35	72,800	45	78,600		
6	42,100	16	55,600	26	65,600	36	73,500	46	79,100		
7	43,600	17	56,600	27	66,600	37	74,200	47	79,600		
8	45,100	18	57,600	28	67,400	38	74,900	48	80,100		
9	46,600	19	58,600	29	68,200	39	75,600	49	80,600		
10	48,100	20	59,600	30	69,000	40	76,100	50	81,100		

別表第4 経験年数換算表

経験年数の換算は学歴免許等の資格習得後の経験年数について実情に応じ次の表の基準に従い、月計算をもって行うものとする。

1. 経験換算の分

経験換算の分は在職期間及び在学期間に基づき経験年数換算率を乗じて得た年数とすることができる。

経験その他の期間		経験年数換算率
他機関等における在職期間	職員として、その経験が役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下
在学期間	定められた修業年限	10割

## 2. 学歴換算の分

学歴換算の分については学歴に基づく経験年数換算とすることができる。

学歴別	修学年数
大学卒（6年）	6年
大学卒（4年）	4年
短大卒	2年
高校卒	0年

別表第5 初任給基準表

学歴別	職能給	職責給	功労給
大学卒（6年）	一般職Ⅲ	一般職Ⅲ	13号
大学卒（4年）	一般職Ⅲ	一般職Ⅲ	9号
短大卒	一般職Ⅲ	一般職Ⅲ	5号
高校卒	-	一般職Ⅳ	1号

## 附則別表

(単位：千円)

号給	職 務 の 級													
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	15級	16級	17級	18級	19級
1	203.7	230.8	253.5	284.0	334.5	377.7	420.0	441.1	508.5					356.0
2	206.0	235.9	254.5	289.9	335.7	379.1	422.0	443.9	510.9					357.6
3	207.6	238.8	255.7	292.4	339.3	381.5	424.0	445.7	512.7					358.9
4	209.3	240.9	257.0	295.9	342.0	383.8	426.2	448.2	515.3					360.7
5	211.9	244.6	258.7	298.5	344.5	386.1	428.0	450.7	518.4					362.9
6	214.0	245.3	262.7	302.9	346.4	387.5	429.7	453.0	521.6				317.1	365.1
7	215.4	246.9	265.3	305.3	347.0	390.0	430.6	454.9	524.3				318.4	367.0
8	216.9	247.9	267.5	307.8	351.6	392.3	432.0	457.4	527.3				320.2	369.1
9	219.2	249.2	269.8	309.9	353.2	395.0	433.7	459.8	529.6				321.9	370.7
10	221.0	250.5	272.2	312.1	356.6	396.7	436.4	461.9	532.7				323.3	372.9
11	222.2	251.8	274.8	314.0	358.7	399.0	438.7	463.3	535.3				324.3	374.7
12	223.5	252.3	277.1	316.3	360.9	401.1	441.4	465.6	537.9				325.9	376.5
13	225.6	253.2	279.5	318.3	362.4	403.3	443.1	467.9	540.4				327.5	378.3
14	227.4	254.4	281.9	320.1	365.4	404.3	445.6	470.1	544.1				329.1	380.9
15	228.6	255.3	284.3	322.4	367.6	406.1	447.5	472.2	547.2				330.5	383.0
16	229.8	256.2	286.4	324.9	369.7	407.9	450.0	474.9	548.8				332.4	384.2
17	231.9	257.4	289.0	327.3	371.6	409.8	451.7	477.6	551.3				334.3	385.9
18	232.3	258.8	291.4	329.5	374.4	411.7	453.9	480.2	555.2			317.7	336.1	388.6
19	232.6	260.0	293.8	331.2	376.4	414.0	455.7	482.1	559.2			319.0	337.5	391.4
20	232.8	262.3	296.1	333.5	378.0	414.4	458.4	484.6	562.5			320.9	339.2	393.8
21	233.0	263.3	298.6	335.2	379.6	415.7	459.9	486.9	565.3			321.9	340.8	395.7
22	233.4	264.5	300.2	337.0	382.1	416.2	462.0	488.6	569.9			323.4	342.0	398.9
23	233.8	265.8	302.3	338.8	384.2	417.6	463.4	491.1	574.3			324.4	343.8	402.0
24	234.7	267.2	304.2	341.1	386.2	419.5	465.7	493.3	578.6			326.0	345.3	405.0
25	235.5	268.4	306.1	341.9	387.7	420.2	467.1	495.7	581.4			327.0	347.0	407.0
26	236.1	270.0	308.0	343.3	390.2	422.1	469.3	498.2	585.8			328.5	348.7	410.1
27	236.5	271.3	309.5	344.0	392.3	424.5	470.6	500.7	590.1			329.4	350.5	413.1
28	236.9	272.5	311.8	345.4	393.3	426.8	473.0	503.1	594.5			331.1	352.2	416.2
29	237.3	273.7	313.4	346.8	394.5	428.1	474.5	505.2	597.4			332.2	353.6	418.2
30	237.9	275.3	314.9	347.6	396.4	429.0	476.9	508.1	601.9			333.8	355.7	421.3
31	238.4	276.5	316.4	348.5	398.2	430.6	478.2	510.4	606.3			334.7	357.3	424.4
32	239.2	277.6	317.7	350.4	399.3	432.6	480.3	512.9	608.8			336.2	359.0	426.2
33	239.8	279.0	318.9	351.8	400.8	433.9	481.8	514.4	610.8			337.3	360.1	427.6
34	240.4	280.0	319.7	353.0	402.3	435.6	484.2	517.1	613.2			338.9	362.0	429.2
35	241.2	280.9	320.9	354.1	404.1	438.0	486.3	519.7	615.4			340.4	363.8	430.8
36	242.0	281.4	321.6	355.5	404.8	439.6	488.5	521.1	617.9			342.0	364.8	432.5
37	242.6	282.1	323.1	356.5	405.9	440.2	490.2	523.1	618.9			343.1	366.2	433.2
38	243.3	282.9	324.2	357.3	407.6	440.9	492.4	525.8	619.8			344.7	368.1	433.9
39	243.7	283.7	325.5	358.4	409.2	442.8	494.0	527.0				345.8	368.9	
40	244.3	284.0	326.3	359.5	409.8	444.6	496.2	528.7				347.3	370.1	
41	244.6	284.6	327.4	359.8	410.8	445.1	497.9	530.6				348.5	371.4	
42	244.9	285.3	328.3	360.7	412.5	446.2	500.1	533.4				350.1	373.4	
43	245.5	286.1	329.4	361.1	414.2	448.3	502.3	534.4				351.6	374.1	
44	245.9	286.3	329.6	361.5	414.4	449.7	504.5	537.0			314.8	353.2	375.9	
45	246.1	287.0	330.5	361.7	415.1	450.8	506.2	538.7			315.6	354.3	377.1	
46	246.4	287.8	331.1	362.2	416.9	451.6	508.5	541.6			316.1	356.0	379.1	
47	246.5	288.8	331.8	362.5	419.0	453.6	510.3	542.7			317.5	357.2	379.9	
48	246.6	289.1	332.0	362.7	420.3	455.4	512.1	545.2			318.8	358.5	381.6	
49	246.7	289.5	332.3	362.9	420.5	456.4	514.0	546.6			319.5	359.8	382.6	
50	247.0	290.6	332.6	363.2	420.9	457.5	516.2	549.1			320.3	361.3	384.4	
51	247.1	291.1	332.9	364.0	422.7	459.1	517.6	550.2			321.4	362.3	385.1	
52		291.3	333.2	364.5	422.9	460.6	519.4	552.7			322.4	363.6	386.9	
53		291.8	333.5	364.6	423.1	461.7	520.7	554.1			323.2	364.5	387.9	
54		292.5	333.8	365.2	423.9	462.7	522.8	556.5			323.9	366.0	389.6	
55		292.9	334.1	366.0	425.6	464.2	524.6	558.3			324.9	367.2	390.8	
56		293.1	334.4	366.2	426.2	465.7	526.4	560.8			326.0	368.5	392.6	
57		293.4	334.5	366.5	427.1	466.5	527.4	562.0			326.6	369.2	393.4	
58		294.2	334.6	366.8	428.1	467.7	529.5	564.0			327.4	370.7	394.8	
59		294.5	334.9	367.5	429.8	469.0	530.4	566.2			328.3	371.3	396.3	
60		294.8	335.0	367.8	430.3	470.4	532.2	568.6			329.3	372.5	398.0	
61		295.0	335.2	367.9	430.8	471.4	533.2	569.9			330.0	373.2	398.9	
62		295.3	335.3	368.1	431.7	472.2	535.5	572.2			330.5	374.9	400.5	
63		295.7	335.7	368.9	433.1	473.5	537.5	574.3			331.5	376.3	402.0	
64		295.9	335.9	369.1	433.5	474.5	539.3	576.8			332.2	377.5	403.8	
65		296.1	336.0	369.7	434.3	475.5	540.3	578.1			332.9	378.2	404.7	
66		296.3	336.3	370.4	435.1	476.1	542.4	580.3			333.3	379.7	406.2	
67		296.5	336.7	370.9	436.6	477.4	544.2	582.2			334.2	380.9	407.5	
68		296.7	336.8	371.4	437.3	478.6	546.0	584.6			335.0	382.2	409.2	
69		297.0	337.1	371.6	438.1	479.2	546.8	585.9			335.4	382.8	410.1	
70		297.5	337.6	371.7	439.1	479.7	548.9	587.5			335.8	384.2	411.3	
71		297.9	337.8	372.3	440.1	480.5	551.0	589.7			336.4	385.7	412.8	

附則別表

号給	職務の級													
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	15級	16級	17級	18級	19級
72		298.2	338.0	372.9	441.1	481.6	552.9	592.1			337.1	387.0	414.5	
73		298.5	338.1	373.0	441.7	482.4	553.7	593.5			337.7	387.6	415.5	
74		299.0	338.5	373.7	442.7	483.1	555.8	595.8			338.2	389.1	417.1	
75		299.1	339.0	374.5	443.7	484.1	558.1	598.0			338.9	390.7	418.6	
76		299.3	339.3	375.2	444.4	485.4	559.8	600.5			339.8	391.9	420.4	
77		299.9	339.5	375.7	445.1	485.9	560.6	601.9			340.1	392.4	421.3	
78		300.7	339.7	376.2	446.1	486.2	562.7	604.1			340.3	393.9	422.9	
79		301.2	339.9	377.2	447.2	487.1	565.0	606.2			341.0	395.5	424.3	
80		301.3	340.0	378.0	447.7	488.3	566.3				341.8	396.4		
81		301.4	340.1	378.5	448.5	489.1	567.1				342.4	397.0		
82		302.3	340.4	379.2	449.5	489.5	569.1			314.7	342.7	398.4		
83		302.8	340.6	380.1	450.1	490.6	571.2			315.1	343.4	399.8		
84		303.2	340.7	380.9	450.5	491.8	573.1			315.4	344.3	401.2		
85			341.0	381.4	450.9	492.4	573.9			315.6	344.7	401.7		
86			341.7	382.1	452.0	492.8	576.0			316.4	345.0	403.2		
87			342.2	383.1	452.8	493.8	578.3			317.0	345.7	404.8		
88			342.4	384.0	453.3	494.4	580.1			317.3	346.1	406.1		
89			342.8	384.8	454.1	495.1	580.8			317.9	346.6	406.6		
90			343.4	385.6	455.1	496.1	583.0			318.6	347.3	408.1		
91			344.1	386.5	455.8	497.3	585.2			319.1	348.1	409.6		
92			344.4	387.5	456.2	498.4	587.1			319.3	348.9	411.0		
93			345.0	388.1	457.0	499.2	587.8			319.9	349.4	411.5		
94				388.7	457.7	500.2	589.9			320.4	350.1	412.9		
95				389.6	458.8	501.4				321.2	351.0			
96				390.5	459.3	502.5				321.5	351.8			
97				391.0	460.0	503.3				322.0	352.3			
98				391.8	460.8	504.3				322.6	353.0			
99				392.6	461.3	505.4				322.9	353.8			
100				393.3	461.8	506.5				323.3	354.6			
101				393.6	462.4	507.3				323.7	355.1			
102				394.0	462.9	508.3				324.0	355.8			
103				394.8	463.7	509.4				324.6	356.6			
104				395.8	464.4	510.5				325.1	357.4			
105				396.3	465.3	511.3				325.7	357.9			
106				397.0	466.1	512.3				326.3	358.6			
107				397.8	467.2	513.5				327.0	359.5			
108				398.6	467.9	514.6				327.5	360.2			
109				399.0	468.9	515.4				328.2	360.8			
110				399.6	469.6	516.4				328.7	361.5			
111				400.5	470.7	517.6				329.5	362.3			
112				401.3	471.4	518.7				330.0	363.1			
113				401.8	472.4					330.7				
114				402.6	473.1					331.2				
115				403.5	474.2					331.9				
116				404.3	474.9					332.4				
117				404.8	475.9					333.1				
118				405.3	476.7					333.7				
119				405.8	477.7					334.4				
120				406.8	478.4					334.9				
121				407.7	479.4					335.6				
122				408.4	480.2					336.1				
123				409.3	481.3					336.9				
124				410.3	481.9					337.3				
125					482.8					338.0				
126					483.6					338.5				
127					484.7					339.3				
128					485.3					339.7				
129					486.3					340.4				
130					487.1					341.0				
131					488.2					341.7				
132					488.9					342.2				